ロ　次に掲げる有価証券の区分に応じ、次に定める事項

(1)　株券　次に掲げる事項

[(i)～(iv)　略]

(2)　新株予約権証券　次に掲げる事項

[(i)～(ix)　略]

(3)　新株予約権付社債券　次に掲げる事項

[(i)～(viii)　略]

[八～ワ　略]

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議若しくはこれらに類する決定又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）　次に掲げる事項

[イ～ヘ　略]

二の二　法第四条第一項第一号（令第二条の十二各号に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等又は新株予約権証券等の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　株券等　次に掲げる事項

[(1)～(3)　略]

(4)　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第三項各号に掲げる会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人（ロ(4)において「取締役等」という。）である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

[(5)・(6)　略]

ロ　新株予約権証券等　次に掲げる事項

[(1)～(3)　略]

(4)　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第三項各号に掲げる会社の取締役等である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

(5)　[略]

[三～八の二　略]

九　提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、指名委員会等設置会社である場合は代表執行役、持分会社である場合は持分会社を代表する社員、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下この号において同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十六条の三の二第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十六条の四の六第二項の規定による報告を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）　次に掲げる事項

[イ～ニ　略]

[九の二～十九　略]

ロ　[同上]

(1)　株券

[(i)～(iv)　同上]

(2)　新株予約権証券

[(i)～(ix)　同上]

(3)　新株予約権付社債券

[(i)～(viii)　同上]

[八～ワ　同上]

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）　次に掲げる事項

[イ～ヘ　同上]

二の二　[同上]

イ　[同上]

[(1)～(3)　同上]

(4)　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第三項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人（ロ(4)において「取締役等」という。）である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

[(5)・(6)　同上]

ロ　[同上]

[(1)～(3)　同上]

(4)　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第三項各号に規定する会社の取締役等である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

(5)　[同上]

[三～八の二　同上]

九　提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、指名委員会等設置会社である場合は代表執行役、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下この号において同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十六条の三の二第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十六条の四の六第二項の規定による報告を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）　次に掲げる事項

[イ～ニ　同上]

[九の二～十九　同上]